

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。</p> <p>第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。</p> <p><u>3</u> } (略)</p> <p><u>4</u> } (後 略)</p>	<p>第28条</p> <p>} (同 左)</p> <p>2</p> <p><u>3</u> 前2項に定めるもののほか、授業料の免除に<u>関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>4</u> } (同 左)</p> <p><u>5</u></p> <p>附 則 (令和4年達示第59号)</p> <p>この規程は、令和4年6月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>